

地区事業等要望書の 提出の手引き

(令和 3年 4月改訂)



愛 南 町



地区事業等要望書の提出の手引き

1 地区事業等要望の担当課及び事業内容

- (1) 総務課 カーブミラー
- (2) 建設課 町道の改良・津波緊急避難路の整備
町道・里道の補修(安全対策含む)、河川(排水路)の補修
集会所の補修等、がけ崩れ防災対策
- (3) 農林課 農道・林道の補修、農業施設(農地・用水路)の補修
- (4) 水産課 漁港・漁港公園の補修
- (5) 環境衛生課 ごみ・生活排水全般に関すること
- (6) 水道課 上水道施設に関すること
- (7) 消防署 消火栓・消防格納箱・消防詰所に関すること
- (8) 防災対策課 一時避難場所・防災倉庫・防災灯・防災資機材格納庫に関すること
- (9) その他 国道、県道、県管理河川、急傾斜地、砂防等

※ 防犯灯の新設・修繕(総務課)、ごみ集積箱及びストックハウスの新設・修繕(環境衛生課)は、補助事業のため直接担当課へ申請してください。

2 地区事業等要望書の提出からの流れ

地区 地区総会又は地区役員会を経て、5月末日までに本庁又は各支所に要望書を提出

↓

町 6月中に担当課による現地確認後、9月補正予算に計上
(当初予算で対応可能なものは、当初予算で対応します。)

↓

町→地区 8月中に回答書を区長へ送付

↓

町 9月補正予算成立後、事業を実施

↓

町→地区 2月中に最終の実施状況を記載した回答書を送付

※ 6月以降に提出される隨時要望の対応は、当初要望の9月補正予算対応以降となります。

3 地区事業等要望書の提出方法等

- (1) 提出書類
 - ① 地区事業等要望書
 - ② 要望箇所位置図(必須) ※ 位置図に要望箇所及び要望番号を記入する。位置図が用意できない場合は、本町又は各支所に申し出てください。
 - ③ 状況写真(任意) ※ 写真に要望番号を記入する。

(2) 提出期限

- ① 当初要望 5月末日厳守
- ② 隨時要望 6月から12月末まで(ただし、災害が発生した場合は期限なし。)

(3) 要望件数及び要望回数

- ① 要望件数 当初要望は、10件程度とし、1の各担当課への要望は、5件までとする。ただし、常会の数が5件を超える場合は、その数を上限とする。
随時要望は、1回当たり5件までとする。
- ② 要望回数 当初・隨時要望合わせて3回までとする。ただし、災害が発生した場合は、件数及び回数の制限はないものとする。

(4) 地区事業等要望書の提出先

- ① 城辺地域は、本庁総務課
- ② 内海・御荘・一本松・西海地域は、各支所

4 提出時の注意事項

- ① 当初要望・隨時要望ともに地区の総意(総会又は役員会等を経る。)であること。特に隨時要望について、個人からの申し出を地区要望として挙げていると思われる事例がありますので、必ず地区の総意であるものを挙げてください。
- ② 当初要望については、必ず要望順位を記入してください。全ての要望に対応できないこともあります、その場合は、優先順位の高い要望を優先します。
- ③ 町が事業を実施できないと回答した要望については、再要望しないでください。
- ④ 旧年に要望して未実施のもの、新年度に要望するものとで要望順位に希望があるときは、提出時にお知らせください。

5 地区事業等要望書の回答について

- ① 「実施しない」又は「翌年度以降に実施する」と回答した事業にあっては、理由を分かりやすい表現で報告します。
- ② 当初要望の回答は、区長へ8月に1度送付し、2月末までに当初要望・隨時要望の最終回答(実施状況)を送付します。

6 地区事業等要望書の問合せについて

- ① 地区事業等要望書の提出方法についての問合せは、総務課行政係(Tel 72-1211)まで御連絡ください。
- ② 地区事業等要望書の回答内容についての問合せは、回答一覧表の担当課欄に記載している担当課へ御連絡ください。